

国民健康保険における子どもに係る保険料軽減について

1 主旨

国は、少子化対策の観点から子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国民健康保険に加入する世帯の子どもに係る均等割保険料を、令和4年度から5割軽減することとした。区においては、令和4年度からの軽減実施に向け、令和3年度に国民健康保険システム改修等を行う。

2 軽減スキーム

(1) 対象

国民健康保険に加入する世帯の未就学児

参考：世田谷区国保全世帯 133,946世帯（令和2年6月時点）

うち、未就学児のいる世帯 3,746世帯（国保全世帯の2.8%）

未就学児 4,528人

(2) 軽減割合

未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減

参考：令和2年度均等割保険料 52,800円（年額、特別区統一保険料）

$52,800円 \times 5割 = 26,400円 = 軽減額$

(3) 所要額見込み

101,529千円（財源 国 1/2、都 1/4、区 1/4 = 25,383千円）

(4) 実施時期

令和3年法改正、令和4年度から実施

3 国民健康保険システム改修

(1) 予算額

24,158千円（財源 国 10/10）

(2) 改修時期

令和3年度

4 今後のスケジュール

令和3年度 システム改修、国民健康保険条例改正

令和4年度 被保険者への周知、保険料軽減実施